

太田川水系ダム管理連絡調整協議会（第 1 回）議事概要

日 時	令和 2 年 12 月 17 日 (水) 午前 10 時から 11 時まで
場 所	県庁西館 4 階第 1 会議室 C (静岡市葵区追手町 9-6)
出席者 職・氏名	○委 員 6 名 中遠農林事務所 所長 森谷浩行 経済産業部農地局農地整備課 課長 田保豪 企業局水道企画課 課長 海野雅之 企業局西部事務所 技監 内山武志 (代理出席) 交通基盤部河川砂防局河川企画課 課長 望月嘉徳 袋井土木事務所 所長 古梶隆宏 ○オブザーバー 2 名 経済産業部農地局農地計画課 技監 石田敦志 静岡県くらし・環境部環境局水利用課 課長 市川浩司 ○事務局 袋井土木事務所企画検査課 課長 三浦洋一、主任 小野田紘貴
配布資料	・ 議事次第 ・ 出席者名簿 ・ 配席図 ・ 太田川水系ダム管理連絡調整協議会規約(案) 【資料 1】 ・ 太田川水系治水協定(案) 【資料 2】 ・ 太田川水系治水協定説明資料 【資料 3】 ・ 既設ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく工程表 (太田川水系) (素案) 【資料 4】 ・ 今後の予定について 【資料 5】

議事概要

(1) 太田川水系ダム管理連絡調整協議会の規約(案)について

袋井土木事務所が資料 1 を説明し、承諾された。(12/17 施行)

(2) 太田川水系治水協定(案)について

事務局が資料 2 及び資料 3 を説明した。主な意見は次のとおり。

- ・原野谷川農地防災ダムでは、常時、貯水をしておらず、洪水調節可能容量は概ね確保されており、事前放流を伴わない。(農地整備課)
- ・治水協定(案)別紙の原野谷川農地防災ダムの記載について、事前放流を伴わないことを踏まえ、洪水調節可能容量及び基準降雨量の記載に注釈を付けるなど再検討されたい。(中遠農林事務所)
- ・協定案 4 ページの施設改良が必要な場合の対応等の検討については、今後、一緒になって検討していきたい。(中遠農林事務所)
- ・農業者が独自で(ネットを使って)情報収集するのは難しいため、情報共有のあり方について検討が必要だ。(農地整備課)
- ・気候変動による水災害リスクに備えるためには、あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」に転換していく必要があり、事前放流は「流域治水」における肝の一つとなっている。(河川企画課)

(3) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた工程表(素案)について

事務局が資料 4 を説明した。主な意見は次のとおり。

- ・資料を補足する。現在、サイポスレーダーには、原野谷川農地防災ダムの水位情報のみ表示されているが、今後実施する事業を活用し、放流量と流入量についても記載できるよう整備を進めていく。(農地整備課)
- ・農水省に問合せたところ、農業用ダムに事前放流機能を持たせようとしているのは本県だけであった。機能を強化するためには、河川管理者や利水者の負担が必要だと考えている。(農地整備課)
- ・常に国土交通省から情報収集しているが、現時点では、農業用ダムに事前放流機能を持たせるため費用を河川管理者が負担することについての情報はない。今後も情報収集と共有に努める。(河川企画課)

(4) 今後の予定について

事務局が資料 5 を説明した。

太田川水系ダム管理連絡調整協議会（第1回）

日時：令和2年12月17日（木）午前10時から

場所：県庁西館4階第1会議室C

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 太田川水系ダム管理連絡調整協議会の規約(案)について
- (2) 太田川水系治水協定(案)について
- (3) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた工程表（素案）について
- (4) 今後の流れについて
- (5) 意見交換

3 その他

4 閉会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 太田川水系ダム管理連絡調整協議会規約(案) 【資料1】
- ・ 太田川水系治水協定(案) 【資料2】
- ・ 太田川水系治水協定説明資料 【資料3】
- ・ 既設ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく工程表（太田川水系）（素案） 【資料4】
- ・ 今後の予定について 【資料5】

太田川水系ダム管理連絡調整協議会（第1回）出席者名簿

■協議会委員

所属	役職	氏名	備考
中遠農林事務所	所長	森谷 浩行	他 随行 1 名
経済産業部農地局農地整備課	課長	田保 豪	他 随行 1 名
企業局水道企画課	課長	海野 雅之	他 随行 1 名
企業局西部事務所	技監	内山 武志	代理
交通基盤部河川砂防局河川企画課	課長	望月 嘉徳	
袋井土木事務所	所長	古梶 隆宏	

■オブザーバー

所属	役職	氏名	備考
経済産業部農地局農地計画課	技監	石田 敦志	他 随行 1 名
くらし・環境部環境局水利用課	課長	市川 浩司	他 随行 1 名

■協議会事務局

所属	役職	氏名	備考
袋井土木事務所企画検査課	課長	三浦 洋一	
袋井土木事務所企画検査課	主査	山田 毅	
袋井土木事務所企画検査課	主任	小野田紘貴	
袋井土木事務所河川改良課	班長	松浦 元彦	
袋井土木事務所河川改良課	主査	浦田 芳孝	
交通基盤部河川砂防局河川企画課	班長	徳増 智史	
交通基盤部河川砂防局河川企画課	主査	池谷 幸彦	
交通基盤部河川砂防局河川企画課	技師	石川 峻亮	

太田川水系ダム管理連絡調整協議会 （第 1 回）配席図

	入口	
--	----	--

水利用課 (随行)	農地計画課 (随行)
水利用課	農地計画課

オブサーバー

企業局 水道企画課 (随行)	企業局 水道企画課	委員		農地整備課	農地整備課 (随行)
	企業局 西部事務所			中遠農林 事務所	中遠農林 事務所 (随行)
		袋井土木 事務所	河川企画課		

事務局

(事務局) 司会	(事務局) 説明	(事務局)	(事務局)
(事務局)	(事務局)	(事務局)	(事務局)

太田川水系ダム管理連絡調整協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「太田川水系ダム管理連絡調整協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、太田川水系のダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密なる連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及び関係水利使用者(ダムに権利を有する者)のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には議長を置くものとし、議長は静岡県袋井土木事務所長をもってこれに充てる。
- 3 議長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席できない場合には代理の者を出席させることができるものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調整機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定締結に向けた合意形成。

(2) 円滑な取組が実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。

(3) 「治水協定」に記載した取組の進捗状況のフォローアップ。

(4) その他協議会で必要と認めた事項。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は静岡県袋井土木事務所次長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

5 幹事は、幹事会に出席できない場合には代理の者を出席させることができるものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(オブザーバー)

第6条 オブザーバーは、別表－3に掲げる組織に所属する者とし、協議会及び幹事会に出席することができる。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、静岡県袋井土木事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容によっては、あらかじめ委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年12月 日から施行する。

(委員又は幹事の変更)

第2条 本規約第3条第1項に規定する委員及び第5条第2項に規定する幹事については、当該委員又は幹事の所属する機関の判断により変更することができるものとする。

- 2 前項の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表－ 1

太田川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員	備考
静岡県袋井土木事務所	所長	
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	課長	
静岡県中遠農林事務所	所長	
静岡県経済産業部農地局農地整備課	課長	
静岡県企業局西部事務所	所長	
静岡県企業局水道企画課	課長	

別表－ 2

太田川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
静岡県袋井土木事務所	次長	
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	課長代理	
静岡県中遠農林事務所	農山村整備部長	
静岡県経済産業部農地局農地整備課	課長代理	
静岡県企業局西部事務所	技監	
静岡県企業局水道企画課	課長代理	

別表－ 3

オブザーバー

組織名	備考
静岡県経済産業部農地局農地計画課	太田川上流用水
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	

太田川水系治水協定(案)

二級河川太田川水系において、河川管理者である静岡県及びダム管理者である静岡県並びに関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」¹(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議²決定)に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されている太田川ダム及び原野谷川農地防災ダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能の強化を推進する。

記

1 洪水調節機能強化の基本的な方針

- (1) 既存ダムの有効貯水容量³(貯水し利活用することができる容量)を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量⁴を使用する洪水調節に加えて、事前放流⁵により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量⁶から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- (2) 既存ダムの洪水調節機能の強化のための方策として、「2 事前放流の実施方針」に基づき、事前放流を実施する。
- (3) 本協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び洪水調節可能容量⁷(利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量)は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量について見直す場合は、「太田川水系ダム管理連絡調整協議会」⁸(以下「協議会」という。)で協議し、別紙を修正する。
- (4) 本協定に基づく事前放流は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。

2 事前放流の実施方針

- ・ 静岡県袋井土木事務所(以下「河川管理者」という。)は、気象庁から太田川水系に関わる「台風に関する気象情報(全般台風情報)」、「大

雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されるなど事前放流を実施する見込みがあるとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも、天竜川水系(下流)等の近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、静岡県袋井土木事務所及び静岡県中遠農林事務所(以下「ダム管理者」という。)へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。

- ・ 河川管理者は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、「(3)事前放流のルール」の策定に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び太田川原野谷川治水水防組合(以下「治水水防組合」という。)と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。

- ア 国土交通省が気象庁の予測を基に提示する、ダムごとの上流域予測降雨量が、別紙に定めるダムごとの基準降雨量⁹以上である場合。

(2) 事前放流の量(ダムの水位低下量)の考え方

事前放流の量(ダムの水位低下量)は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。

- ア 基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。

- イ 上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

事前放流については、操作規則及び操作細則並びに操作規程¹⁰に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。

操作規則及び操作細則並びに操作規程の変更が必要な場合は、河川法等の所定の手続に則り行うものとする。

3 緊急時の連絡体制の構築

河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び治水水防組合を構成する関係自治体(袋井市、磐田市、掛川市、森町)の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4 情報共有のあり方

河川管理者、ダム管理者、関係利水者、治水水防組合及び治水水防組合を構成する関係自治体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
太田川ダムの貯水位、流入量、放流量(リアルタイムの値) 原野谷川農地防災ダムの水位	各者が、国土交通省「川の防災情報」又は静岡県「サイポスレーダー」を利用(掲示・閲覧)
事前放流を実施するに当たっての気象情報(降雨予測手法等)	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報(降雨予測手法等(GSM ¹¹ 、MSM ¹² 等))のいずれを利用しているかについて、河川管理者へ情報提供(集約)
太田川ダム及び原野谷川農地防災ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省「川の防災情報」又は静岡県「サイポスレーダー」を利用(掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、静岡県、関係自治体(袋井市、磐田市、掛川市、森町)の防災情報サイト等を利用(掲示・閲覧)

5 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

事前放流の実施後、「2(2)事前放流の量(ダムの水位低下量)の考え方」に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

効果的な事前放流(限られた期間にできる限りの放流をすること)を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利害者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7 その他

- (1) 事前放流のルールの方策及び運用については、協議会で協議・情報共有を行う。
- (2) 更なる洪水調節機能の強化に向けて洪水調節可能容量の増量、基準降雨量、事前放流のルールの変更等を行う場合は、協議会で協議する。
- (3) 本協定に定める事項は、本水系の河川整備計画¹³の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、協議会で協議して定める。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

静岡県企業局西部事務所長
北沢 隆夫

静岡県中遠農林事務所長
森谷 浩行

静岡県袋井土木事務所長
古梶 隆宏

洪水調節可能容量等

ダ ム 名	洪水調節容量 (千 m ³)	洪水調節可能 容量(千 m ³)	基準降雨量 (mm/24 時間)
太 田 川 ダ ム	6,000	346	352
原 野 谷 川 農地防災ダム	0	1,207	172

太田川水系治水協定における用語説明

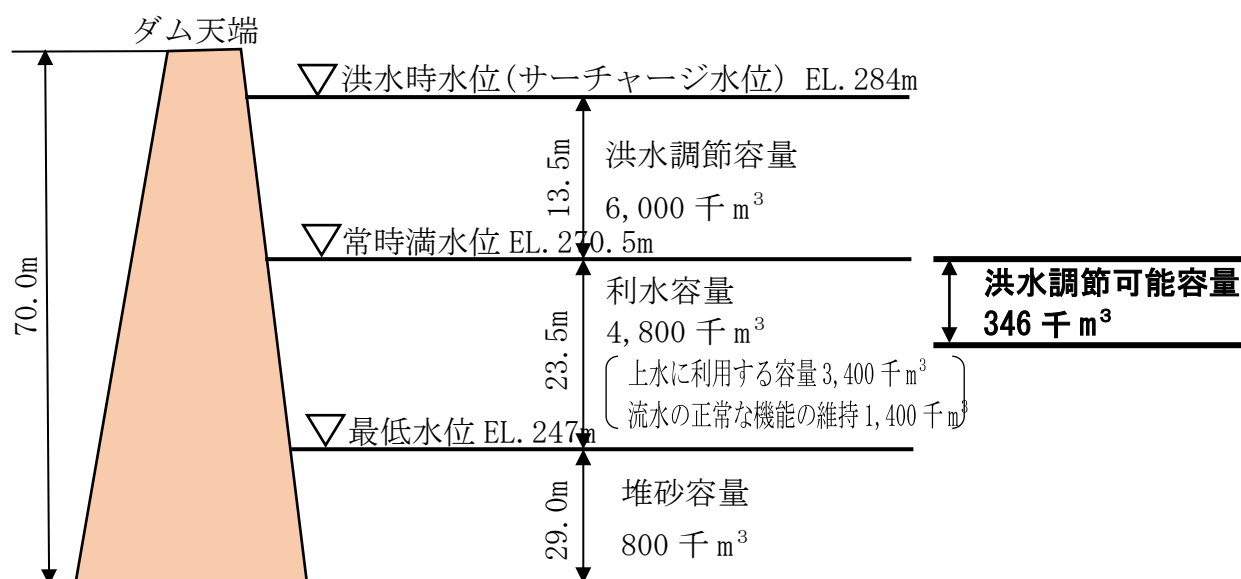
	用語	解説
1	既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針	政府が「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を開催して令和元年12月12日に策定した、緊急時において既存ダムの有効貯水容量 ³ を洪水調節に最大限活用できるよう定めた基本的な方針
2	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議	水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、総合的な検討を行うための会議のこと
3	有効貯水容量	ダムの総貯水容量 ^A から堆砂容量 ^B を除いた容量 (貯水し利活用することができる容量)
	A 総貯水容量	・太田川ダムでは、洪水調節容量⁴、上水に利用する容量、流水の正常な機能の維持のために必要な容量、堆砂容量を合計したもの ・原野谷川農地防災ダムでは、農地防災容量(洪水調節)^C、堆砂容量を合計したもの
	B 堆砂容量	一定期間にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を貯える容量
	C 農地防災容量	農地、農業用施設の洪水被害を防止するための貯水容量で、最低水位から洪水時水位(サーチャージ水位 ^D)までの容量
	D サーチャージ水位	洪水時に一時的に貯水池に貯めることができる最高の水位
4	洪水調節容量	・洪水時に一時的に貯水池に貯めることができる容量で、太田川ダムでは、常時満水位 ^E から洪水時水位(サーチャージ水位)までの容量
	E 常時満水位	・太田川ダムでは、利水に使用するために、貯水池に貯めることができる最高の水位 渇水と洪水の時期以外は常時この水位に保たれる。 ・原野谷川農地防災ダムでは、平常時は貯水しないため、常時満水位の設定はない

	用語	解説
5	事前放流	・太田川ダムでは、大規模な洪水が想定される場合に、利水容量の一部を洪水の発生前に放流し、洪水を調節するための容量を確保する操作のこと ・原野谷川農地防災ダムでは、常時、貯水しておらず、洪水調節可能容量は概ね確保されており、事前放流を伴わない
6	利水容量	・太田川ダムでは、最低水位^Fから常時満水位までの上水に利用する容量及び流水の正常な機能の維持のために必要な容量 ・原野谷川農地防災ダムでは、最低水位から洪水時水位までの農地防災容量
	F 最低水位	貯水池の運用計画上の最低の水位で、ダムの堆砂容量に水平に堆砂したときの堆砂上面
7	洪水調節可能容量	事前放流等により、一時的に洪水調節に利用可能な利水容量（農地防災容量を含む）の合計であり、洪水調節に利用可能な最大の容量 実際の運用では、予測降雨量により貯水池へ流入する総量を算出し、必要に応じてこの容量の範囲内で事前放流して、貯水できる容量を確保する 太田川ダムでは利水容量の一部、原野谷川農地防災ダムでは農地防災容量が洪水調節可能容量となる
8	太田川水系ダム管理連絡調整協議会	河川管理者、ダム管理者、関係利水者で構成され、太田川ダム及び原野谷川農地防災ダムの洪水調節機能強化を推進するための検討に係る協議・情報共有を行うことを目的とした協議会のこと
9	基準降雨量	事前放流の実施を判断する基準となる降雨量であり、ダム下流の河川で洪水による氾濫等の被害を生じさせるおそれのある規模の降雨の継続時間を考慮したダム上流域の雨量（流域平均）
10	操作規則 操作細則 操作規程	ダムの操作の方法を定めたもの

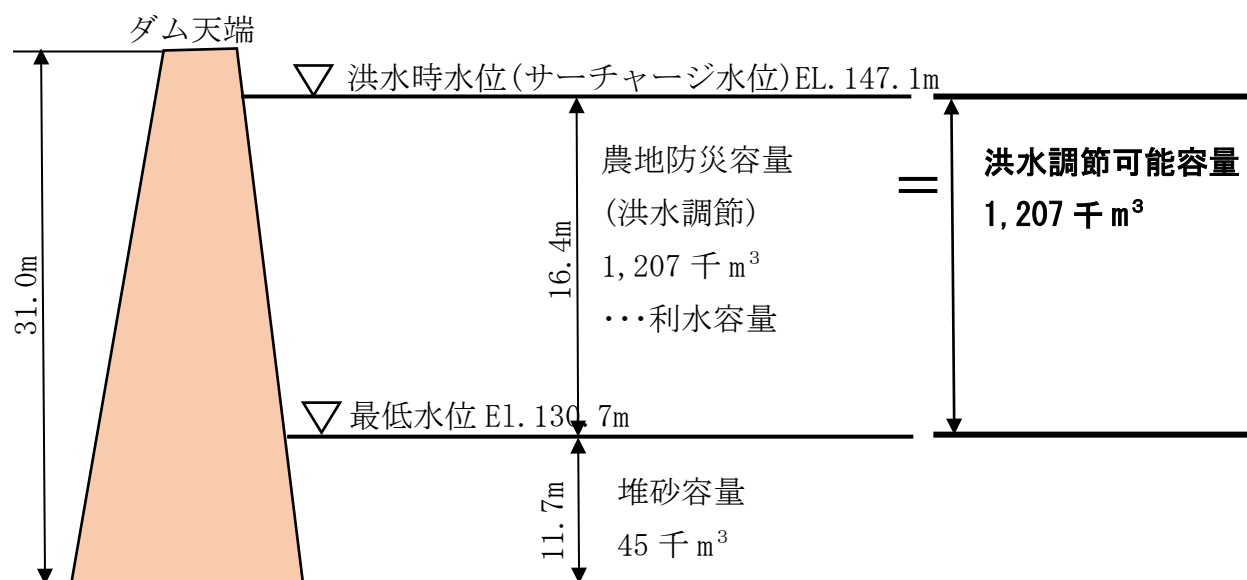
	用語	解説
11	GSM(全球モデル)	日本が位置する温帯域だけでなく、気象特性が異なる熱帯域や極域の地球全体の気象から、84 時間先までを気象予測
12	MSM(メソモデル)	水平格子間隔 5 km で日本とその近海を計算領域として、39 時間先までを気象予測
13	河川整備計画	河川法第 16 条の 2 に規定される、河川管理者が、河川の整備を実施すべき区間等について記載した計画

(参考)

太田川ダム貯水池容量配分図



原野谷川農地防災ダム貯水池容量配分図



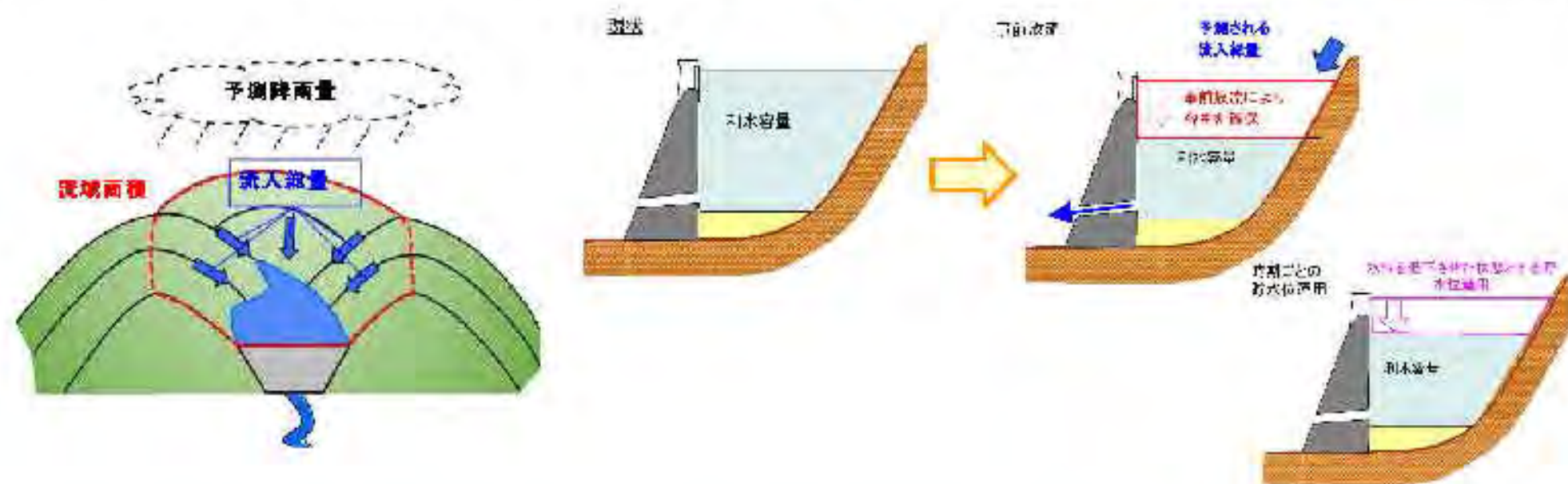
太田川ダム水系 事前放流に関する説明資料

令和2年12月17日
静岡県袋井土木事務所

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組

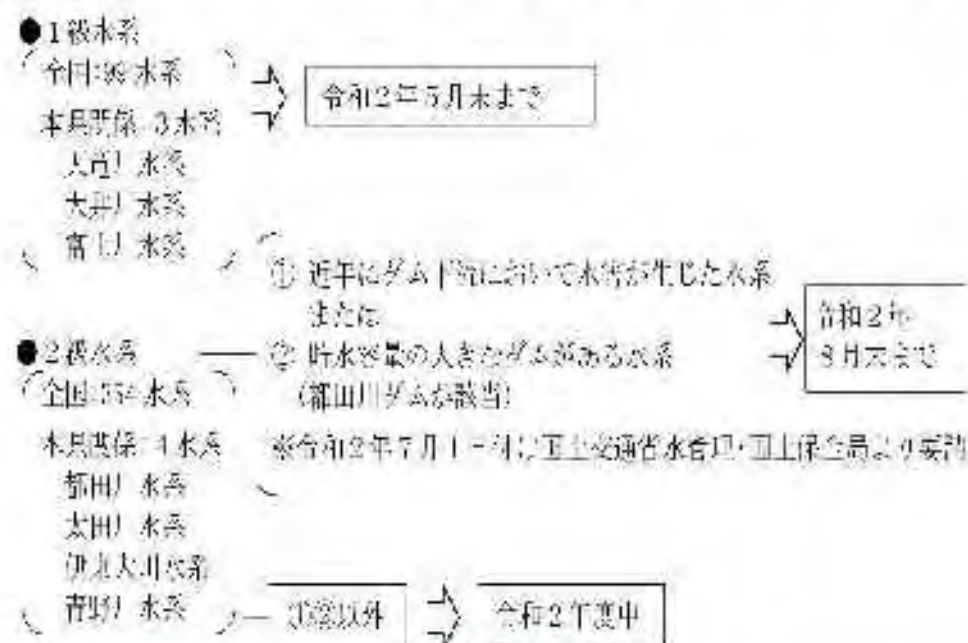
事前放流とは？

- ◆ ダムが設置された全国の水系において、政府の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、洪水被害の防止・軽減を目的として、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、利水ダム管理者の協力を得て、ダムに貯留している水を、当該流域に予測される降雨（予測降雨量）等に基づいて、洪水が発生する前に放流（事前放流）する取組。
- ◆ これにより、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図る。



既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組

- 令和元年11月 国が「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた検討会議」を設置
- 令和元年12月 国が「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を決定
- 令和2年4月 国が「事前放流ガイドライン」を策定
- 令和2年5月 1級水系において「治水協定」を締結
- 令和2年6月 国から2級水系においても取組を行うよう要請
- 令和2年7月 国から2級水系においても取組を促進するよう要請
- 令和2年8月 近年に水害があった水系や利水容量が500万m³以上のダム
(流域面積10km²以上)がある86水系で治水協定を締結



県内の対象水系の取組の状況

	水系名	協定締結日	備考
一級水系	天竜川(下流)	R2.5.28	
	大井川	R2.5.29	
	富士川	R2.5.28	
	都田川	R2.8.28	②に該当
二級水系	太田川	R3.3(予定)	
	伊東大川	R3.3(予定)	
	青野川	R3.3(予定)	

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組

事前放流運用開始までの流れ

① 関係者(河川管理者、ダム管理者、関係利水者)が協議・情報共有を行う「ダム管理連絡調整協議会」を設置 (太田川水系ダム管理連絡調整協議会)



② 事前放流の実施方針を定める「治水協定(案)」の内容について協議・調整 (協議会)



③ 事前放流の実施方針を定める「治水協定」を締結 (協議会)



④ 事前放流実施要領(案)の作成 (ダム管理者)



⑤ 「事前放流実施要領(案)」の内容について協議・情報共有 (協議会)



⑥ 「事前放流実施要領」を位置付けた操作規則・操作細則の変更 (ダム管理者)



⑦ 事前放流の運用開始

← R2年度

← 目標: R3.6～ 出水期

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組

事前放流実施の流れ

① 事前放流を実施する態勢に入り、その旨を関係者に連絡（河川・ダム管理者）



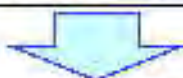
② 予測降雨量が基準降雨量に達した場合、確保する容量を算定（河川・ダム管理者）



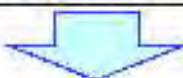
③ 確保する容量を算定した結果、事前放流の必要がある場合は、事前放流を実施する旨を関係者に連絡（河川・ダム管理者）



④ 事前放流を実施（河川・ダム管理者）



⑤ 事前放流の必要が無くなった場合は、事前放流を中止(完了)し、その旨を関係者に連絡（河川・ダム管理者）



⑥ 予測降雨量が基準降雨量以下になり、今後も降雨の増加が見込めない場合には、事前放流を実施する態勢を解除し、その旨を関係者に連絡（河川・ダム管理者）

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- ① 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要
- ② 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

転換

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、豊原までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

■「流域治水」への転換

「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多面的に推進
【これらの取組を推進を進めるため、河川関連法制の抜直しと必要機能強化が不可欠】

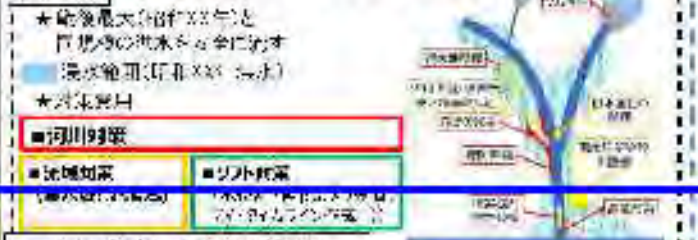
- ①氾濫をできるだけ防ぐ
- ②被害対象を減少させる
- ③被害の軽減・早期復旧・復興



■流域治水プロジェクト

①全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像を明らかにし、国にわかりやすく提示
・被害最大洪水に対応する河川管理河川の対策の必要・効果・実施内容等をベースに、河川管理者が実施する取組を地域で中短期的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、区管理河川で約7兆円の事業を実施し



■治水ダムの治水活用

・全国の1級水系（ダムが659水系）で上り放水などを活用し治水
・治水活用計画（新たな治水計画）【令和2年度出水期から】
・2級水系についても治水の取組を順次展開

（今後の治水対策の進め方）

1st 緊急 令和2年度中に治水対策を推進
・緊急治水対策プロジェクト（治水対策が中心）
・流域治水プロジェクト（治水対策が中心）
・治水対策の推進（治水対策が中心）

2nd 緊急 令和3年度中に治水対策を推進
・緊急治水対策プロジェクト（治水対策が中心）
・流域治水プロジェクト（治水対策が中心）
・治水対策の推進（治水対策が中心）

3rd 緊急 令和4年度中に治水対策を推進
・緊急治水対策プロジェクト（治水対策が中心）
・流域治水プロジェクト（治水対策が中心）
・治水対策の推進（治水対策が中心）

各ダムの概要

太田川ダム概要

太田川ダムは太田川の35km地点に位置する流域面積20km²の多目的ダムである。平成20年3月に完成し、試験湛水を経て、平成21年7月1日より運用が開始された。



【計画降雨】

基準地点豊浜 355.1mm/24hr (1/50規模)

太田川ダム 536.5mm/24hr (1/50規模)

【対象洪水】

昭和29年9月18日型

【基本高水流量】

基準地点豊浜 5,200m³/s

太田川ダム 550m³/s

太田川ダム諸元

ダム管理者		静岡県
ダム計画 緒元	集水面積 (CA)	20 (km ²)
	計画規模	1/50
	計画24時間降雨量	基準地点豊浜 355.1mm 太田川ダム 536.5mm
関係利水者		静岡県企業局
有効貯水量 (m ³)		10,800,000 (m ³)
治水	洪水調節容量 (m ³)	6,000,000 (m ³)
利水	利水容量 (m ³)	4,800,000 (m ³)

ダム天端 EL.288.0m

サーチャージ水位 EL.284.0m

洪水調節容量 6,000,000m ³ 常時満水位 EL.270.5m		有効貯水容量 10,800,000m ³	
維持1,400,000m ³ 水道3,400,000m ³ 最低水位 EL.247.0m	利水容量 4,800,000m ³	総貯水容量 11,600,000m ³	
堆砂容量 800,000m ³ ダム基礎 EL.218.0m			

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

原野谷川農地防災ダムの概要

原野谷川農地防災ダムは太田川の左支川原野谷川に建設された、流域面積17.9km²の農地防災ダムであり、昭和44年3月に完成した。



原野谷川農地防災ダム諸元

ダム 計画 緒元	ダム管理者	静岡県
	集水面積 (CA)	17.9 (km ²)
	計画規模	1/50
	計画24時間降雨量	438.8mm
	関係利水者	—
	有効貯水量 (m ³)	1,207,000 (m ³)
	農地防災容量 (m ³) (洪水調節容量)	1,207,000 (m ³)

【計画降雨】

基準地点 438.8mm/24hr (1/50規模)

【基本高水流量】

西ノ谷川合流点 550m³/s

ダム天端 EL150.0m



貯水池容量配分図

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

太田川水系 治水協定の概要

凡例

◆ XXXXXXXXXXXXXXXX。

…治水協定の抜粋

● XXXXXXXXXXXXXXXX。

…太田川ダム及び原野谷川農地防災ダムにおける補足説明

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ◆ 既存ダムの有効貯水容量（貯水し利活用することができる容量）を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保
- ◆ 事前放流は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行う
- ◆ 洪水調節可能容量について見直す場合は、「太田川水系ダム管理連絡調整協議会」で協議

利水ダムの洪水調節機能強化のイメージ

現状

太田川ダム

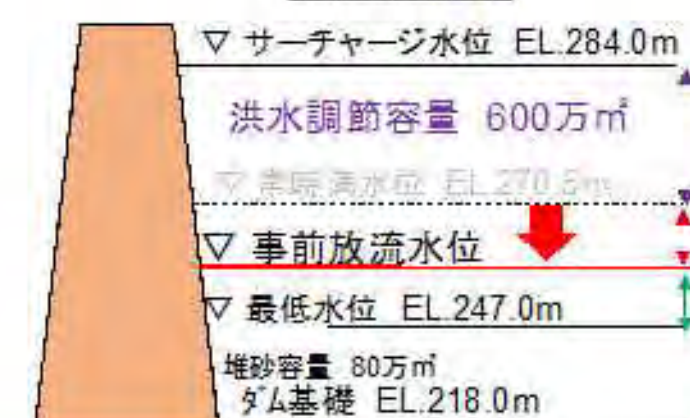


事前放流
の実施



協定締結後

農地防災ダム
原野谷川



いっしょに、未来の地域づくり。 New Public Engineering for SHIZUOKA

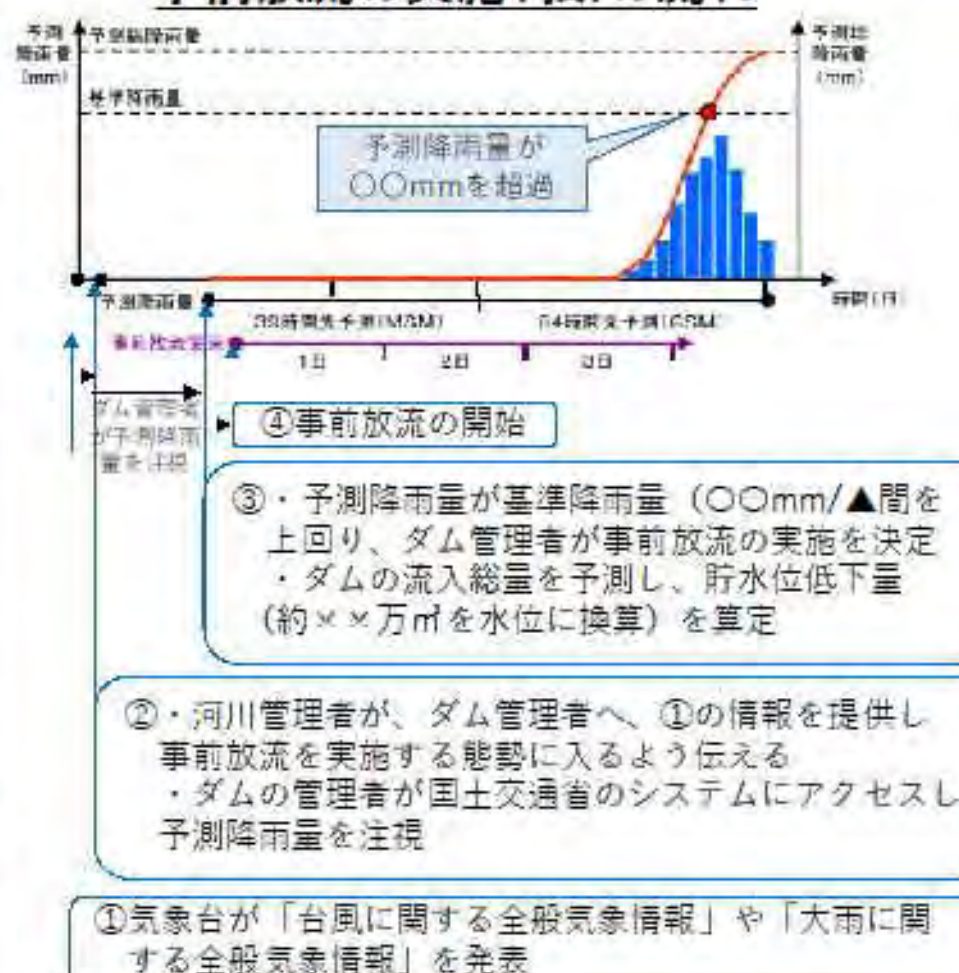
2. 事前放流の実施方針

◆ 静岡県袋井土木事務所（以下「河川管理者」という。）は、気象庁から太田川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」、「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されるなど事前放流を実施する見込みがあるとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも、天竜川水系（下流）等の近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、静岡県袋井土木事務所及び静岡県中遠農林事務所（以下「ダム管理者」という。）へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。

◆ 河川管理者は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。

● 洪水調節容量を超える、又は、下流の現況流下能力を上回るような大規模な降雨、台風が連続して襲来するなど少しでも早く容量を確保する必要がある場合などに事前放流を実施することが想定される。

事前放流の実施判断の流れ



【出展：事前放流マニュアルについて(R2.4)国土交通省水管理・国土保全局】

2. 事前放流の実施方針

気象情報イメージ (静岡県デジタル防災通信システム(防災FAX)にて受信)

令和2年 台風第10号に関する静岡県気象情報 第6号

令和2年9月6日16時06分 静岡地方気象台発表

静岡県では、8日にかけて雷を伴って激しい雨や局地的に非常に激しい雨が降り、大雨となる見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。また、台風第10号の影響により、7日朝から夕方にかけてうねりを伴って大しけとなる見込みです。高波に警戒してください。

		6日			7日			8日			9日		
		24時間	最大	最低	24時間	最大	最低	24時間	最大	最低	24時間	最大	最低
静岡市	中央	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	西部	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	東部	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	沿岸	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
静岡市(周辺)	中央	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	西部	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	東部	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
	沿岸	200	300	50	200	300	50	200	300	50	200	300	50
浜松市	中央	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	西部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	東部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	沿岸	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
浜松市(周辺)	中央	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	西部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	東部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	沿岸	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
豊田県	中央	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	西部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	東部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	沿岸	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
豊田県(周辺)	中央	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	西部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	東部	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50
	沿岸	100	200	50	100	200	50	100	200	50	100	200	50

【雨の予想】

6日18時から7日18時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で

中部 300ミリ

西部 300ミリ

東部 200ミリ

沿岸 200ミリ

の見込みです。

7日18時から8日18時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で

中部 200～300ミリ

西部 200～300ミリ

東部 200～300ミリ

沿岸 100～200ミリ

の見込みです。

態勢に入るうえでの目安

次の「令和2年 台風第10号に関する静岡県気象情報」(文章形式)は、6日17時頃に発表する予定です。

2. 事前放流の実施方針

気象情報イメージ (静岡県デジタル防災通信システム(防災FAX)にて受信)

大雨に関する静岡県気象情報 第2号

令和2年7月3日16時08分 静岡地方気象台発表

静岡県では、4日は土砂災害に警戒し、低地の浸水、河川の増水に注意・警戒してください。特に、1日までに降った大雨により、降水量の多かった地域では、土砂災害の危険度が高まるおそれがあります。

		3日			4日									
		15-16時	18-21時	21-24時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	24-27時	27-30時	30-33時	33-36時
大雨(予想)		中	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
静岡市	中央	10	20	30	20	30	30	30	30	30	40	40	40	40
	東部	10	20	30	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	西部	10	20	30	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	伊豆	10	20	30	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30
静岡市(周辺)	中央	5	10	15	10	15	15	15	15	15	20	20	20	20
	東部	5	10	15	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	西部	5	10	15	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	伊豆	5	10	15	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15
静岡市(周辺)	中央	1.5	3.0	4.5	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	東部	1.5	3.0	4.5	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	西部	1.5	3.0	4.5	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	伊豆	1.5	3.0	4.5	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
注		1.5: 1.5mm, 3.0: 3.0mm, 4.5: 4.5mm, 10: 10mm, 20: 20mm, 30: 30mm, 40: 40mm												

【雨の予報】

3日18時から4日18時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で

中部 250ミリ

西部 250ミリ

東部 250ミリ

伊豆 250ミリ

の見込みです。

4日18時から5日18時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で

中部 100から150ミリ

西部 100から150ミリ

東部 100から150ミリ

伊豆 100から150ミリ

の見込みです。

態勢に入るうえでの目安

次の「大雨に関する静岡県気象情報」(文章形式)は、3日17時頃に発表する予定です。

2. 事前放流の実施方針

(1) 事前放流の実施判断の条件(太田川ダム, 原野谷川農地防災ダム)

◆事前放流実施の条件

国土交通省が気象庁の予測を基に提示する、ダムごとの上流域予測降雨量が、別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合

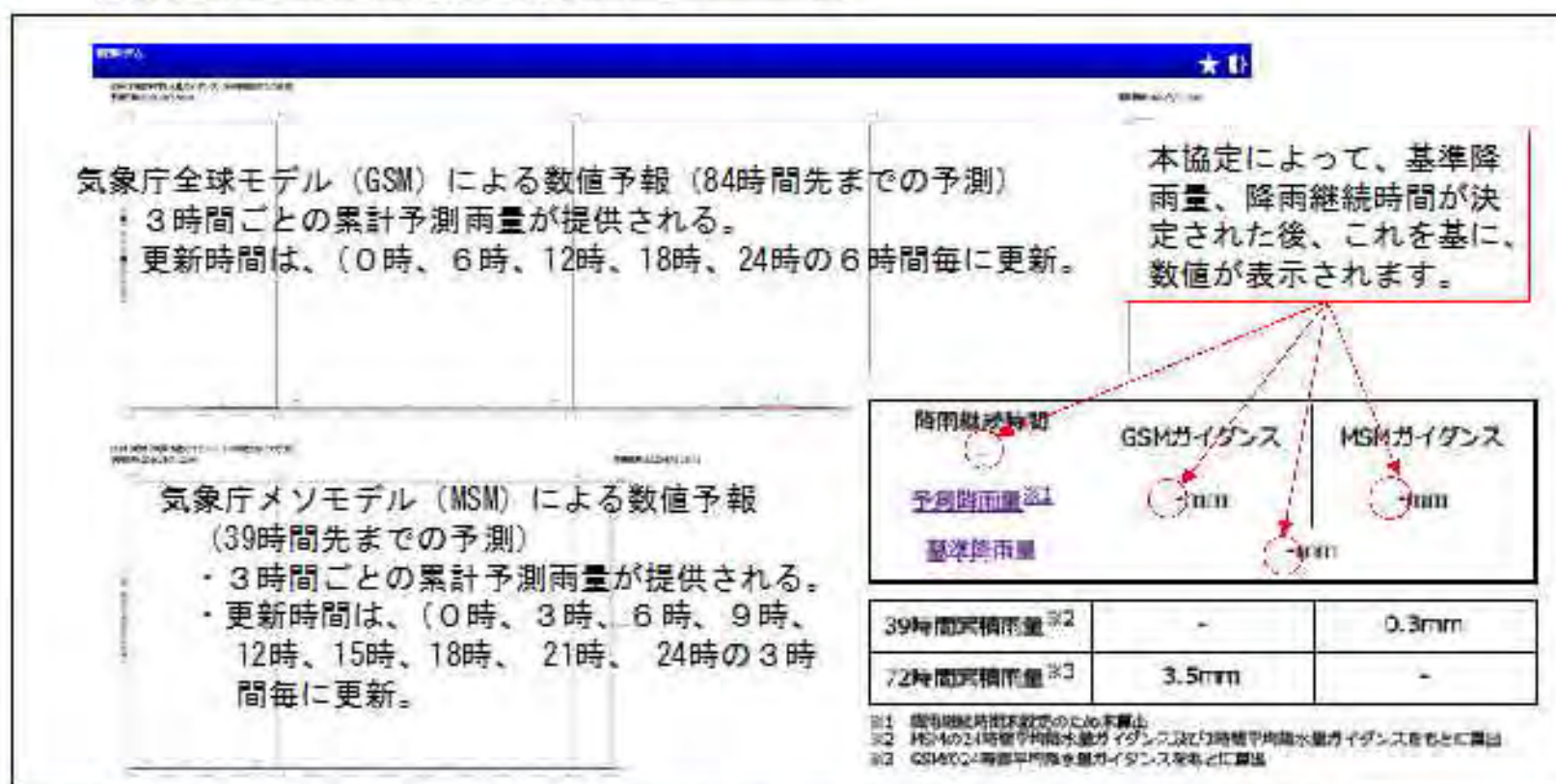
基準降雨量

太田川ダム上流域で**基準降雨(352mm/24h)**、
原野谷川農地防災ダム上流域で**基準降雨(172mm/24hr)**を上回るとき、下流河川において、氾濫等の被害を生じさせる恐れのある規模の降雨

基準降雨量の 降雨継続時間

治水計画(太田川水系河川整備基本方針)における降雨継続時間等を参考に設定。

提供される降雨予測のイメージ



■各ダムの管理者に付与されたIDにより閲覧が可能となる。

2. 事前放流の実施方針

(1) 事前放流の実施判断の条件(太田川ダム)

基準降雨量の設定方法

ダム下流の河川における現況の流下能力に相当する規模の洪水を設定し算定することを基本とする。

〔ダム下流で流下能力が低い箇所見合いで想定される被害の内容等を踏まえて設定する。〕

【出展：事前放流がトライン P1抜粋】

- 太田川の流下能力ネック地点は21.0k
- 流下能力相当の太田川ダム上流域での基準雨量は352mm/24hrとなる。

- 過去66年間（昭和29年～令和元年）に、流域平均雨量で352mm/24hr を超える降雨が5回発生している。

基準降雨量の降雨継続時間

- 太田川水系河川整備基本方針、太田川ダム計画における 降雨継続時間などを参考に 24時間に設定。



太田川 21.0k付近

2. 事前放流の実施方針

(1) 事前放流の実施判断の条件(原野谷川農地防災ダム)

基準降雨量の設定方法

ダム下流の河川における現況の流下能力に相当する規模の洪水を設定し算定することを基本とする。

〔ダム下流で流下能力が低い箇所見合いで想定される被害の内容等を踏まえて設定する。〕

【出展：事前放流がトライン P1抜粋】

- 原野谷川の流下能力ネック地点は14.1k
- 流下能力相当の原野谷川防災ダム上流域での基準雨量は172mm/24hrとなる。

- 過去22年間（平成10年～令和元年）に、流域平均雨量で172mm/24hr を超える降雨が15回発生している。

基準降雨量の降雨継続時間

- 太田川水系河川整備基本方針における降雨継続時間などを参考に24時間に設定。



原野谷川 14.0k付近

2. 事前放流の実施方針

(2) 事前放流の量(水位低下量)の考え方

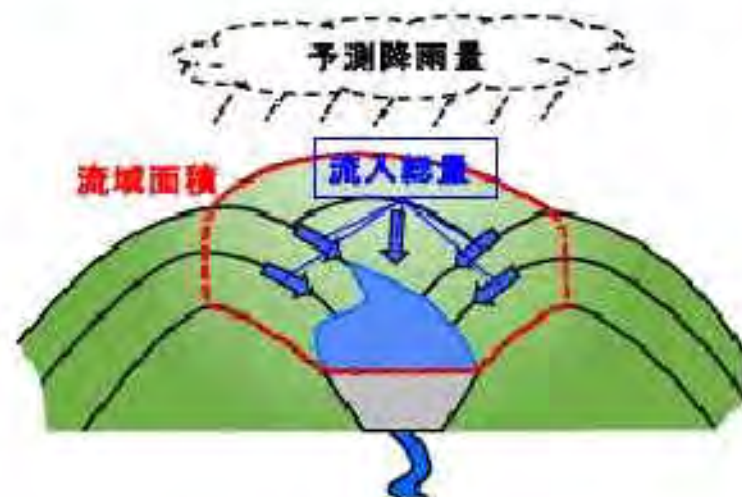
- ◆事前放流の量(ダムでの水位低下量)は、洪水調節可能容量の範囲に おいて、次のとおりとすることを原則とする。
- ◆国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定
- ◆算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直す。

事前放流の量(水位低下量)の設定

【出展：事前放流ガイドラインP3抜粋】

水位低下量は、確保容量※（予測されるダムへの流入総量からダムからの放流総量を減じたうえで、予測時点の空き容量を考慮した容量）を貯水位に換算して設定。

事前放流においては、最も早い場合で予測降雨量の到達の3日前から実施することとなるため、下流河川の水位上昇や下流域の利用等への影響を考慮して実施するよう留意する。



- 確保容量の算定の結果、既に確保容量が確保されている場合は事前放流を実施しません。

2. 事前放流の実施方針

(2) 確保容量の算定方法

【出展：事前放流ガイドラインP4抜粋】

1) 流出モデル等による洪水流出解析による方法

予測降雨量を入力値として貯留関数法や分布型流出モデル等によって流出計算をし、ダムへの流入量を予測する。

2) 簡易計算式による方法（①または②の算定方法）

※①の算定方法においてダム放流総量の設定が困難であるなどの場合には、②の算定方法を用いる

① 予測降雨量値×ダム上流域面積×流出係数（＝ダム流入総量）－洪水調節容量（治水を目的にもつ多目的ダム）－利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量－ダム放流総量

② 予測降雨量値×ダム上流域面積×流出係数（＝ダム流入総量）－利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量－基準降雨量×ダム上流域面積×流出係数

- 流出解析を行う場合、1時間毎の予測降雨量が必要となる。
- 事前放流を行う判断として使用するGSM、MSMIによる数値予報データは、P13で示した通り、3時間毎の累計予測雨量のため、1時間毎の予測降雨量が入手できない。
- このため、今回の確保容量の算定は、以下の簡易計算式による方法で確保容量を算定。
- 太田川ダムでは実績によりダム放流総量の設定が可能のため、今回は①の簡易計算式により確保容量を算定。

2. 事前放流の実施方針

(2) 確保容量の算定方法

2) 簡易計算式による方法

- ① 予測降雨量値 × ダム上流域面積 × 流出係数 (=ダム流入総量) - 洪水調節容量 (治水を目的にもつ多目的ダム) - 利水容量が満水位未満の貯水位である場合の当該空き容量 - ダム放流総量

● 太田川ダムの各諸元

予測降雨量値：太田川ダム上流域における降雨予測期間の累積降雨量

ダム上流域面積：20km²

洪水水調節容量：600万m³

利水容量が満水位未満の貯水位である場合の空き容量：実際の迎洪水時の貯水位に依存する

流出係数は、以下の2つの考え方により流出係数を算定

- 1) 実績雨量とダム流入量から得られる総雨量～総流出高より算定
 - 2) 河川砂防技術基準に示されている、ダム上流域の地形状態に近いと思われる流出係数
- これらにより個別に判断しがたい場合には0.75 (山地対象) を用いることもできる

ダム放流総量は、洪水調節期間中にダムから放流される放流量の総量

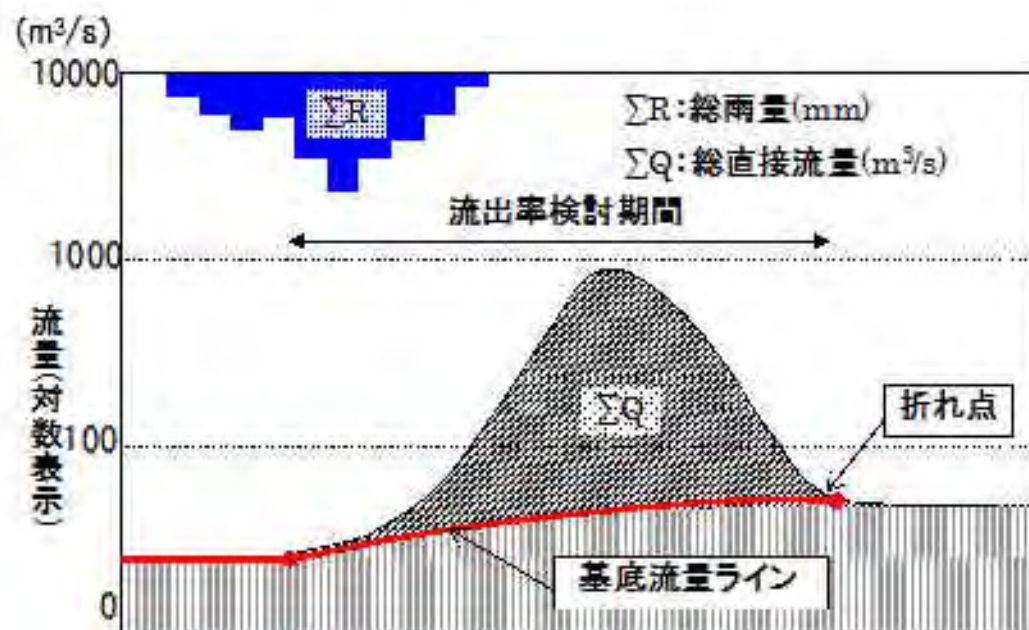
2. 事前放流の実施方針

(2) 確保容量の算定方法

● 流出係数の算定（実績降雨）

1) 実績雨量とダム流入量から得られる総雨量～総流出高より算定

- ・過去の実績降雨をもとに、図に示す総雨量と総流出高により流出係数を算定。
- ・対象とした降雨は、出水規模の大きな出水として、太田川ダム流入ピーク $100\text{m}^3/\text{s}$ 以上の5洪水。
- ・流出率は最大で71.5%



流出率算定対象洪水

対象洪水	総雨量 (mm)	総流出高 (mm)	流出率 (%)
2011年9月21日	299	177.3	59.3
2012年6月19日	224	160.2	71.5
2013年9月16日	247	165.8	67.1
2014年10月6日	355	221.5	62.4
2017年10月23日	277	169.9	61.3

※流出高 Σq (mm) = (総直接流出 ΣQ (m^3/s) $\times 3,600$ / 流域面積 A (m^2) $\times 10^6$) $\times 1,000$

※流出率 = 流出高 Σq (mm) / 総雨量 ΣR (mm)

2. 事前放流の実施方針

(2) 確保容量の算定方法

● 流出係数の算定（河川砂防技術基準による値）

2) 河川砂防基準に示されている、ダム上流域の地形状態に近いと思われる流出係数

「河川砂防技術基準 調査編 平成26年4月」では、流出係数を以下の通りとしており、太田川ダムのある山地区間は0.70～0.80となっている。

● 流出係数の設定

実績降雨による流出率は最大で0.72となったが、実績降雨の出水規模が計画規模に比べて小さいことから流出量が大きくなることが想定されること

河川砂防技術基準による値が0.70～0.80であり、個別に判断しがたい判断しがたい場合には0.75を用いても良いということから**0.75と設定**した。

流出率の検討結果

地形の状態	Fp
急しゅんな山地	0.75～0.90
三紀層山地	0.70～0.80
起伏のある土地および樹林地	0.50～0.75
平らな耕地	0.45～0.60
灌漑中の水田	0.70～0.80
山地河川	0.75～0.85
平地小河川	0.45～0.75
流域の半ば以上が平地である大河川	0.50～0.75

	流出率
実績降雨による 流出率	最大：0.72 最少：0.59
河川砂防技術基準による 流出率	0.70～0.80 (三紀層山地)
設定した流出率	0.75

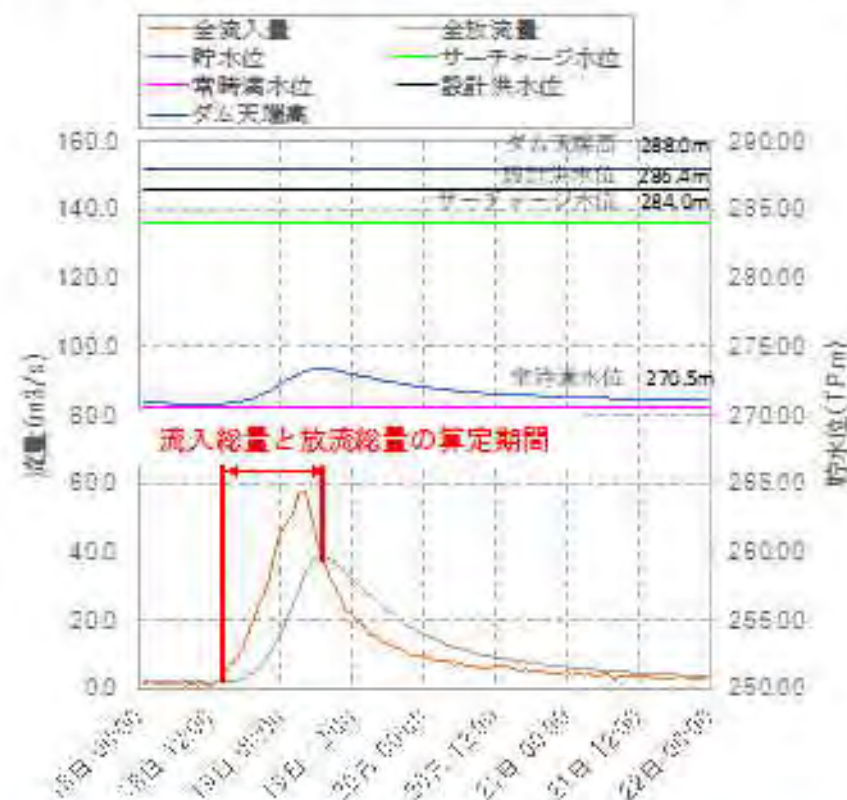
出典：河川砂防技術基準 調査編

2. 事前放流の実施方針

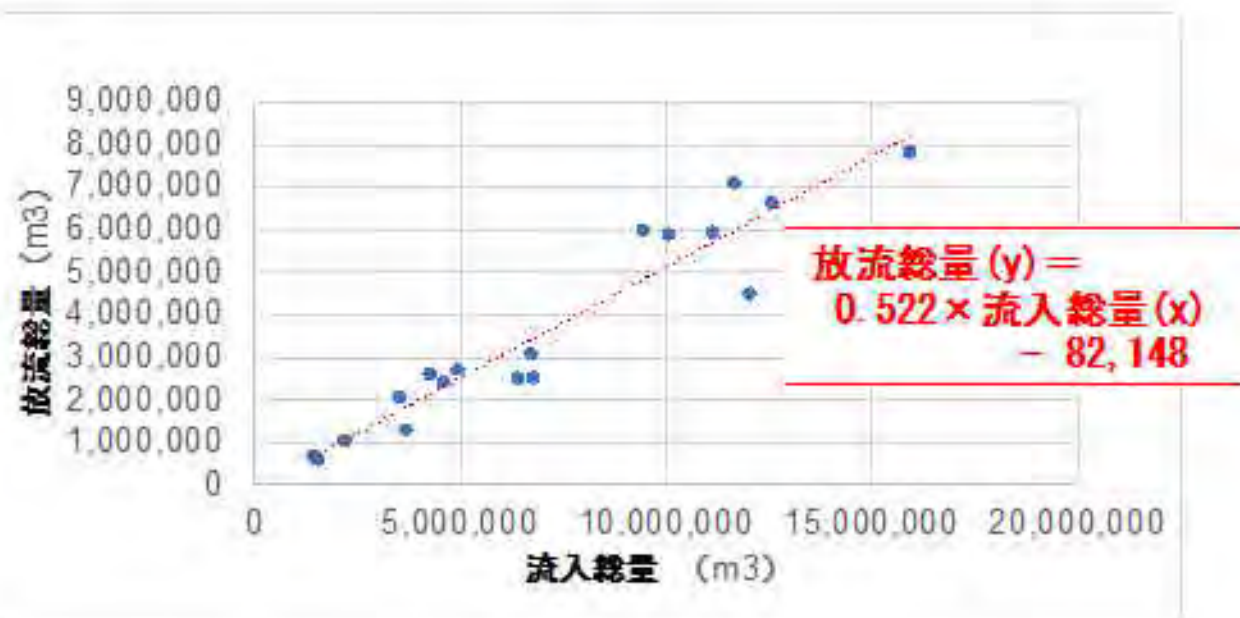
(2) 確保容量の算定方法

●ダム放流総量

- ・太田川ダムは一定量放流のダムではなく自然調節ダムとなるため、洪水量を設定する必要がある。
- ・過去の実績洪水及び想定最大規模の波形を対象に流出計算を行い、図に示すような洪水調節容量を活用する期間での流入総量－放流総量の関係を整理し、流入総量－放流総量の関係式を算定。



流入総量と放流総量の算定期間



流入総量と放流総量の関係

2. 事前放流の実施方針

(3) 事前放流のルールの方針

- ◆事前放流については、操作規則及び操作細則並びに操作規程に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。
- ◆操作規則及び操作細則並びに操作規程の変更が必要な場合は、河川法等の所定の手続に則り行うものとする。
- 実施要領は、操作規則及び操作細則並びに操作規程のもとに位置付けられるものであるため、操作規則等を定めるダム管理者が作成する。

3. 緊急時の連絡体制の構築

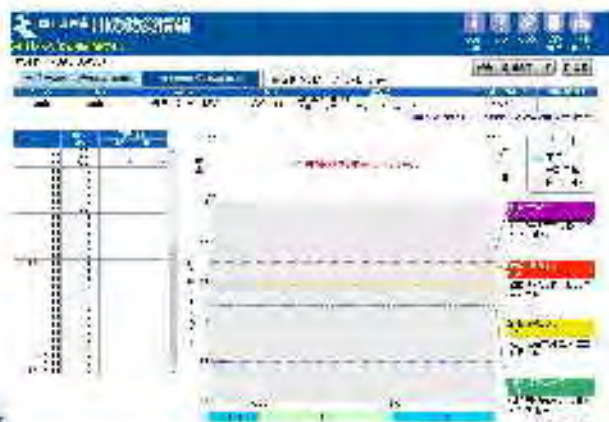
- ◆河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び治水水防組合を構成する関係自治体(袋井市、磐田市、掛川市、森町)の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。
- 操作規則等に規定されたダム放流時等の連絡体制・関係機関を基本に事前放流を行う際に必要となる連絡先を加え、事前放流の態勢、事前放流の実施、緊急事態等に直接連絡が取れる体制・方法を共有する。

4. 情報共有のあり方

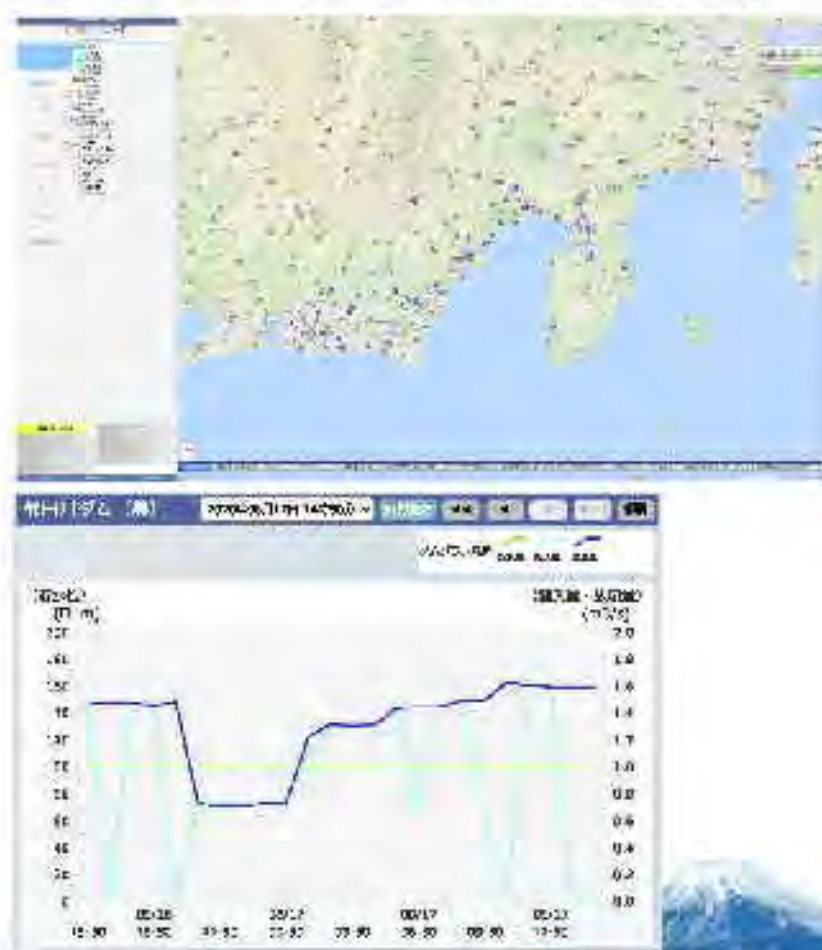
◆河川管理者、ダム管理者、関係利水者、治水水防組合及び治水水防組合を構成する関係自治体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
太田川ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値） 原野谷川農地防災ダムの水位	各者が、国土交通省「川の防災情報」又は静岡県「サイボスレーダー」を利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM、MSM等）のいずれを利用しているかについて、河川管理者へ情報提供（集約）
太田川、原野谷川の河川水位	各者が、国土交通省「川の防災情報」または静岡県「サイボスレーダー」を利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、静岡県、関係自治体（袋井市、磐田市、掛川市、森町）の防災サイト等を利用（掲示・閲覧）

川の防災情報



サイボスレーダー（静岡県土木総合防災情報）



5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ◆事前放流の実施後、「事前放流の量(ダムの水位低下量)の考え方」に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ◆効果的な事前放流(限られた期間にできる限りの放流をすること)を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ◆事前放流のルール of 策定及び運用については、協議会で協議・情報共有を行う。
- ◆更なる洪水調節機能の強化に向けて洪水調節可能容量の増量、基準降雨量、事前放流のルールの変更等を行う場合は、協議会で協議する。
- ◆本協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ◆本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議会で協議して定める。

治水協定（案） 別紙 洪水調節可能容量等

●治水協定には、各ダムにおける洪水調節容量、洪水調節可能容量、基準降雨量を示す。

ダ ム 名	洪水調節容量 (千 m^3)	洪水調節可能 容量(千 m^3)	基準降雨量 (mm/24 時間)
太田川ダム	6,000	346	352
原野谷川 農地防災ダム	0	1,207	172

令和 2 年12月17日時点

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく工程表(太田川水系)(素案)

ダム(主要事項)	管理者名	項目	工程								備考
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降	
太田川ダム	静岡県袋井土木事務所	施設改良	①調整・協議(取水設備の改良の可否について) ②施設改良の検討・設計・工事実施								
原野谷川農地 防災ダム	静岡県中遠農林事務所	情報網 施設改良	①情報網の整備(リアルタイム観測通信システムの整備) ②調整・協議(洪水調節機能強化の可否について) ③施設改良検討・設計								

※太田川ダムの施設改良等に関し、洪水調節機能強化に一定の効果が認められる場合は、河川・ダム管理者及び関係利水者が協働し、検討・調整・協議を行い、必要な対応を進める。

※原野谷川農地防災ダムは、洪水調節機能強化に係る事業制度の対象に位置付けられていないため、ハード・ソフトの費用負担を伴う場合は、必要に応じて、河川管理者とダム管理者が協働し、検討・協議を行い必要な対応を進める。

今後の予定について

- ・本年度内に「治水協定の締結」及び「事前放流実施要領（案）の協議・情報共有」を行なう。
- ・次期出水期（令和 3 年 6 月～）からの事前放流の運用開始を目指す。

- ☐ 第 1 回協議会 ……【令和 2 年 12 月 17 日開催】
 - ・ 太田川水系ダム管理連絡調整協議会の設立
 - ・ 治水協定（案）の提示 など



今後のスケジュール

- ☐ 第 1 回幹事会 ……【令和 3 年 1 月 27 日開催予定】
 - ・ 治水協定（案）の提示 ※第 1 回協議会及び意見照会の結果を反映
 - ・ 事前放流実施要領（案）の提示 など
- ☐ 第 2 回協議会 ……【令和 3 年 3 月 18 日開催予定】
 - ・ 治水協定の締結
 - ・ 事前放流実施要領の提示・共有 など



（ダム管理者）
実施要領に位置付けた操作規則・操作細則の変更

事前放流の運用開始